

報告事項No. 4 資料

川崎市地域文化財顕彰制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市内（以下「市内」という。）で、市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財（以下「地域文化財」という。）として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的とした川崎市地域文化財顕彰制度（以下「顕彰制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(地域文化財の対象)

第2条 地域文化財の対象は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）及び川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）の規定による指定、登録、選択、選定及び認定（以下「指定等」という。）がされていないもので、次の各号に掲げるものとする。

(1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの並びに考古資料及び歴史資料として重要なもの

(2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

(3) 無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他の無形の文化的所産で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(4) 有形民俗文化財

無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(5) 記念物（遺跡関係）

古墳、社寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡で学術上の意義を有するもの

(6) 記念物（名勝地関係）

庭園、林叢、井泉、丘陵その他の名勝地で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

(7) 記念物（動植物及び地質鉱物等関係）

動植物及び地質、鉱物等で学術上の意義を有するもの

(8) 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で地域の生活又は生業の理解に役立つもの

(9) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群

(10) 文化財保存技術

市内の文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能
(地域文化財候補の選出)

第3条 地域文化財の候補は、次のいずれかから推薦されたものとする。

(1) 市民団体等

(2) 市内各区役所

(3) 川崎市文化財審議会委員

2 前項の規定による地域文化財の候補を推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、川崎市地域文化財推薦書（第1号様式）に対象文化財の概要がわかる写真その他必要な資料を添えて川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- 3 推薦者は、同意書（第2号様式）により所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

（地域文化財の決定）

第4条 地域文化財の決定は、教育長が行う。

- 2 教育長は、地域文化財の決定にあたり、川崎市文化財審議会の意見を聴くこととする。

（証書の交付）

第5条 前条による決定をしたときは、教育長は所有者等に川崎市地域文化財証書（第3号様式）を交付する。ただし、所有者等が判明しない場合は、当該地域文化財の管理者に交付することとする。

（地域文化財の管理）

第6条 地域文化財の所有者等及び管理者（以下「所有者・管理者等」という。）は、地域文化財を適切に管理し、保存・活用に努めるものとする。

- 2 所有者・管理者等は、地域文化財の管理や現状変更等に際して、川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に助言を求めることができる。

- 3 教育委員会は、地域文化財の所有者・管理者等に対し、その管理及び保護について必要な助言を行うものとする。

（滅失又は毀損等の届出）

第7条 地域文化財が滅失、毀損又は亡失したときは、所有者等又は管理者は滅失・毀損・亡失届（第4号様式）により、速やかにその事由を具して教育長に届け出るものとする。

（現状変更及び所在変更の届出）

第8条 地域文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき及び地域文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとする

るときは、所有者等は現状変更・所在変更届（第5号様式）により、教育長に届け出るものとする。

（所有者・管理者等の変更）

第9条 所有者・管理者等は、地域文化財の所有者・管理者等に変更が生じた場合は、新しく所有者・管理者等となったものが、所有者・管理者等変更届（第6号様式）により、速やかに教育長に届け出るものとする。

（証書の再交付）

第10条 所有者・管理者等が川崎市地域文化財証書を紛失若しくは亡失し、又は著しく破損若しくは汚損したときは、川崎市地域文化財証書再交付申請書（第7号様式）を教育長に提出し再交付を受けることができる。

（地域文化財の顕彰）

第11条 教育委員会は、地域文化財の管理に支障のない範囲で広く市内外に周知し、地域文化財に関する情報発信を行うものとする。

（地域文化財の記録）

第12条 教育委員会は、地域文化財について、川崎市地域文化財台帳（第8号様式）に登載し、現状変更等の履歴及び活用について記録する。

（地域文化財の決定の取消）

第13条 教育長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、地域文化財の決定を取り消すものとする。

（1）滅失、毀損等により地域文化財としての価値を失ったとき。

（2）地域文化財が市内に所在しなくなったとき。

（3）文化財保護法、神奈川県文化財保護条例及び川崎市文化財保護条例による指定等を受けたとき。

2 教育長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当する場合は、地域文化財の決定を取り消すことができる。

(1) 所有者等からの申し出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別な事由が生じたとき。

3 教育長は、前2項の規定により決定を取り消した場合は、川崎市地域文化財決定取消通知書（第9号様式）により、所有者等に通知するものとする。

（事務の所管）

第14条 顕彰制度の運営に関し必要となる事務は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が所管する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年11月1日教育長決裁 30川教文第680号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

第7回

川崎市地域文化財 ガイドブック

令和7(2025)年3月



川崎市文化財保護推進キャラクター シッシー君

川崎市地域文化財顕彰制度は、地域に根ざした豊富な文化財を幅広く顕彰・記録することで、地域で守られ、伝えられてきた文化財に光をあて、多くの人々にその価値を伝えていくことを目指しています。

編集	川崎市教育委員会事務局文化財課
住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
電話	044-200-3305
FAX	044-200-3756
メール	88bunka@city.kawasaki.jp
地域文化財顕彰制度ウェブページ	▶▶▶▶▶



令和6年度に決定した第7回地域文化財を紹介します！

地域文化財の種別と内容

種 別	内 容
有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料 ※川崎市の歴史と関係のない美術品などは、原則として対象になりません。
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術
有形民俗文化財	無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋などの物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの
無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などで市民生活の推移の理解に役立つもの
記念物	①遺跡関係……古墳、社寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡 ②名勝地関係…庭園、林叢、井泉、丘陵その他の名勝地 ③動植物及び地質、鉱物など
文化的景観	地域における人々の生活又は生業、地域の風土により形成された景観地で地域の生活又は生業の理解に役立つもの
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群
文化財保存技術	市内の文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能

■公開情報の見かた

- A 屋外にあり、常時見学可能です。
- B 博物館施設などに所在し、施設開館時に見学が可能です。
- C 見学を希望する場合は、文化財課にお問い合わせください（公開時期や公開できる範囲などが限定されています）。
- D 見学不可（学術研究などのため見学を希望する場合は、文化財課にお問い合わせください）。

※個人の敷地内にあるもの、「C」「D」の地域文化財の「所在地／主な活動場所」は番地の記載を省略しています（公共施設以外）。

第7回決定分

1



いしかんのん れい き いし
石観音の霊亀石

漁師が海底から引揚げられない石を、現れた何匹もの亀が手伝い、引揚げることができた。この石を漁師が手水石にして享保18年に石観音堂に納めたとされる。観音の霊力により亀が現れたので、霊亀石と名付けたという。

住 川崎区観音 2-16-3 潮音殿石観音堂

公開情報 A 種別 有形民俗文化財

2



いしかんのん じゅうまんにんこう く ようとう
石観音の十万人講供養塔

宝暦9（1759）年の石観音の開帳に際して結成された十万人講を記念する供養塔。山形角柱の石碑で、各面には講結成に賛同した人や、参加を勧めた人の名が細字で刻まれている。

住 川崎区観音 2-16-3 潮音殿石観音堂

公開情報 A 種別 有形民俗文化財

3



せんそうじ せきぞうだいにちによらい ざ ぞう
千蔵寺の石造大日如来坐像

かつて京急大師線東門前駅付近にあった大日塚に祀られていた石造の大日如来坐像。大正年間に塚が取り払われ、千蔵寺の境内に移された。市石造物調査により、市内に8例ある石造大日如来のうち最古とされている。

住 川崎区中瀬 3-20-2 千蔵寺

公開情報 A 種別 有形民俗文化財

4



了延庵の庚申塔

享保6（1721）年7月に大島村の講中9人によって造立されたもので、現在も講中の子孫によって大切に守られている。

住 川崎区大島4-23-7 了延庵

公開情報 A 種別 有形民俗文化財

5



中島八幡神社の庚申塔

日月、六臂の青面金剛像、三猿を刻む駒角柱型の庚申塔で元禄10（1697）年の建立。中島八幡神社の境内入口の祠内に祀られ、いまなお、地域で大切に守られている。

住 川崎区中島2-15-1 中島八幡神社

公開情報 A 種別 有形民俗文化財

6



中島延命地藏尊の石造阿弥陀如来像

蓮座に立ち、右手を前に、左手は下にさげて来迎印を結ぶ。寛文7（1667）年に念仏講によって造立されたもの。市域最古の石造阿弥陀如来像である。

住 川崎区中島1-13-9 中島延命地藏尊

公開情報 A 種別 有形民俗文化財

7



安楽寺半鐘

下小田中村、平間村（安楽寺の子院が存在）の念仏信者、下小田中村の巳待講等が施主となり、寛延4（1751）年に安楽寺に奉納されたことが銘文からわかる。戦後は地域の消防団で火の見やぐらの半鐘として使われていた。

住 中原区下小田中2-36-1 安楽寺

公開情報 C 種別 有形文化財（工芸）

8



下小田中安楽寺周辺の念仏講用具

中原区下小田中地区の上東・下東・西村（現在の下小田中2・3丁目あたり）で平成中頃まで行われていた念仏講の用具。戒名や寄附者名が刻まれた大数珠（おおじゆず）のほか、伏鉢（ふせがね）、撞木（しゅもく）からなる。

住 中原区下小田中2-36-1 安楽寺

公開情報 C 種別 有形民俗文化財

9



西明寺の弘法大師供養塔

西明寺参道入口に建つ、高さ3mの石塔。正面には、力強い文字で「大師遍照金剛」と刻まれており、塔上に智拳印を結ぶ大日如来坐像を戴く。四国八十八処巡礼を終えた人々が、先祖供養と、子孫の幸せを願って建てた。

住 中原区小杉御殿町1-906 西明寺

公開情報 A 種別 有形民俗文化財

10



西明寺の木食観正碑

遊行僧の木食観正に結縁した人々によって文政元（1818）年に建てられた。碑には、小杉村、新作村、奥沢村など市域内外近隣の村人、江戸城の関係者、川崎宿の漢学者など、様々な人の名が刻まれている。

住 中原区小杉御殿町1-906 西明寺

公開情報 A 種別 有形民俗文化財

11



龍臺寺本堂

寄棟造、元は茅葺。小規模な住宅風仏堂で、内部は広々とした空間を形成する。虹梁等の部材に描かれた文様は流麗で力動感があり、18世紀中頃の様式。来迎往の墨書により明和6（1769）年の建築であることがわかる。

住 高津区久本2-12-23 龍臺寺

公開情報 A 種別 有形文化財（建造物）

12



能満寺木造釈迦涅槃像

涅槃像は釈迦が入滅する重要な場面を仏像彫刻として表したものの。木造涅槃像は県下でも作例が少なく貴重である。本像は秀作であり、製作が中世までさかのぼる可能性もある。

住 高津区千年354 能満寺

公開情報 C 種別 有形文化財（彫刻）

13



龍臺寺の石灯籠

江戸時代前期に久本村を知行していた



ようごう じ もくぞうじゅうおう ぎ ぞう
影向寺木造十王坐像

冥界で死者の罪業を裁く閻魔王ほか十人の王の像。文化3（1806）年と嘉永3（1850）年の再興銘のほか、明治11（1878）年の修理銘がある。十王一体一体の表現を変え、丁寧に仕上げている。

住 宮前区野川本町3-4-4 影向寺
公開情報 C 種別 有形文化財（彫刻）



ようごう じ もくぞうじゅうかいし ぞう
影向寺木造冥界諸像

十王の眷属の像。奪衣婆（だつえば）は三途の川で死者の衣を脱がせ、衣で罪の重さを計る。俱生神（くしょうじん）は在世中の行いを裁判で読み上げる。鬼卒（きそつ）は冥界で亡者を呵責する。江戸時代後期の製作。

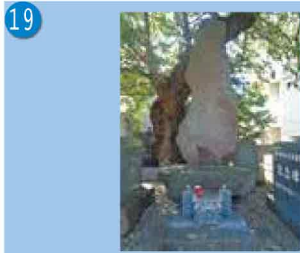
住 宮前区野川本町3-4-4 影向寺
公開情報 C 種別 有形文化財（彫刻）



みやざき りくぐんようち きょうかいりょう
宮崎の陸軍軍用地境界標

昭和17（1942）年に東京赤坂から移転した、陸軍東京管区近衛歩兵第一補充隊第101連隊（通称東部62部隊）の軍用地境界を示す石標。宮前区馬絹と宮崎の境界に所在。

住 宮前区宮崎1丁目
公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）



うまぬめ はなかくようとう
馬絹の花供養塔

馬絹地区では、東京や横浜に近い地の利を生かし、花桃など花卉の栽培が盛んに行われてきた。大正10年設立の馬絹花卉生産組合が、花に感謝し慰霊する花供養塔を昭和38年に建立した。現在でも毎年供養祭が行われている。

住 宮前区馬絹2-9-1 泉福寺
公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）



せんぶくじ ちりずいし
泉福寺の手水石

泉福寺は、江戸末期に、泥中から見つかったという薬師如来の霊跡でにぎわい、その様子は市指定文化財「板面着色絵馬泉福寺薬師会図」に描かれている。参詣者のため地元の若者中が嘉永7（1854）年に奉納した。

住 宮前区馬絹2-9-1 泉福寺
公開情報 A 種別 有形民俗文化財



みくらくじしやうこ
妙楽寺鉦鼓

上縁ニヶ所に魚型の耳環を付け、紐で鉦架に懸けて打ち鳴らす仏具。底縁部の銘文から、この鉦鼓が元禄7（1694）年に念佛講中によって奉納され、作者が長谷川伊勢守という鋳物師であることがわかる。

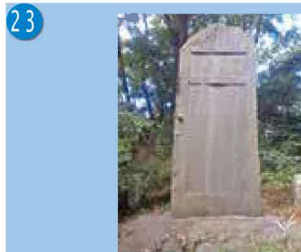
住 多摩区長尾3-9-3 妙楽寺
公開情報 C 種別 有形文化財（工芸）



ねのかみはし きやうめいばん
子之神橋の橋名板

平成30（2018）年にかけ替えられた菅北浦の三沢川にかかる子之神橋の旧橋名板。昭和34（1959）年に木橋からコンクリート橋にかけ替えられた旧橋に取り付けられていた。近くの玉林寺の柏道和尚の筆による。

住 多摩区菅馬場2-20-1 玉林寺
公開情報 C 種別 有形文化財（歴史資料）



しらいせんせいしやうとくひ
志良以先生顕徳碑

神奈川県内で長く教鞭をとった志良以桂平は、大正2（1913）年に向丘村に私立静修塾を設立、教育に尽くした。静修塾門下生らによってその徳を讃えるために昭和6（1931）年に建碑された顕徳碑。

住 多摩区長尾3-9-3 妙楽寺
公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）



ぎよくりんじ せきどう
玉林寺の石幢

玉林寺観音堂前に安置されている石幢で、六角柱の各面に地藏菩薩を一体ずつ浮彫している。銘文から天保15（1844）年に造立されたことがわかる。

住 多摩区菅馬場2-20-1 玉林寺
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

川崎市地域文化財一覧

（第1回63件、第2回68件、第3回28件、第4回31件、第5回23件、第6回27件、第7回24件 計264件）

区	件名	回	区	件名	回	区	件名	回	区	件名	回
川崎区	大師稻荷神社本殿及び拝殿	5	川崎区	大島八幡神社新田開発の碑	5	川崎区	泉田二君功德碑	6	川崎区	川中島囃子	1
	若宮八幡宮境内の石橋	5		大島八幡神社温							

区	件 名	回	区	件 名	回	区	件 名	回	区	件 名	回
川崎区	藤崎の石造願掛地藏尊像	2	中原区	大戸神社石造八臂馬頭観音像塔	2	宮前区	溝口神社長寿けやき	2	多摩区	五反田節	1
	大島八幡神社の狛犬	5		大戸神社扁額	2		お化け灯籠	1		宿河原囃子	1
	塩釜神社の狛犬	5		大戸神社石造天満宮塔	2		芭蕉「春の夜は」の句碑	2		登戸台地区の歳の神	2
	水神社の石造道祖神	5		柳原の地藏尊像群	3		影向寺影向石碑	4		長尾神社射的祭（マトー）	4
	田町稲荷神社の手水石	5		下小田中の齋の神の碑	4		木造女神坐像	5		蚕影山祠堂関係資料	1
	若宮八幡宮の力石	6		新城安養寺の力石	5		木造如来坐像	5		中野島稲荷神社手水鉢	1
	川崎大師平間寺の弘法大師一千御忌供養塔	6		曲持連中の道具	6		影向寺木造十王坐像	7		中野島稲荷神社扁額（明和9年銘）	1
	石観音の霊亀石	7		下小田中安楽寺周辺の念仏講用具	7		影向寺木造冥界諸像	7		中野島稲荷神社扁額（安政5年銘）	1
	石観音の十万人講供養塔	7		西明寺の弘法大師供養塔	7		宮崎の陸軍軍用地境界標	7		中野島稲荷神社厨子	2
	千蔵寺の石造大日如来坐像	7		西明寺の木食観正碑	7		馬絹の花供養塔	7		中野島稲荷神社木造白狐像	2
	了延庵の庚申塔	7	高津区	橘樹神社社殿	1		有馬大正踊り八木節	1		堰稲荷神社扁額	3
	中島八幡神社の庚申塔	7		新作八幡宮石柱	1		土橋万作踊り	1		榎戸の庚申塔	3
	中島延命地藏尊の石造阿弥陀如来像	7		水川神社祠	2		白幡八幡大神平囃子	1		長尾神社の手水鉢	4
	伝十郎桃	1		溝口神社水屋（手水舎）	2		「神功皇后と武内宿禰」の家型大絵馬	1		登戸光明院の六字名号塔群	4
	長十郎梨	2		溝口神社水神宮	2		等覚院手洗鉢	1		妙楽寺の石造十王像	6
	稲毛神社御神木大銀杏	4		神明神社祠	2		影向寺手水石	2		玉林寺の石幢	7
幸区	木造地藏菩薩坐像	1		新作八幡宮拝殿	2		影向寺力石	2		旧陸軍登戸研究所の遺構群	1
	銅造千手観音坐像懸仏	1		千年神社社務所	2		王禪寺道の道標（庚申塔）	4		五反田川の甕穴群	2
	記念碑「樋詰」	2		能満寺本堂	3		王禪寺道の馬頭観音（道標）	4		オン沼切通し多摩ローム層模式露頭剥ぎ取り標本	6
	陸軍第101連隊（通称東部62部隊）関係名簿	2		下作延神明神社幟支柱	3		馬絹平台の庚申塔	5		大師穴	6
	陸軍東部62部隊兵士のハガキ	5		龍臺寺本堂	7	多摩区	泉福寺の手水石	7	麻生区	金神社木造大黒天像	2
	御幸中学校三樹苑記念碑	4		能満寺木造釈迦涅槃像	7		影向寺乳イチョウ	3		岡上神社本殿の彫刻	6
	戸手中部囃子	1		上田文書	1		堰稲荷神社社殿	1		旧剣神社の石造不動明王坐像	6
	秩父順禮供養塔（道標）	1		津田山碑	2		中野島稲荷神社祠（文化6年銘）	1		志村家文書	1
	石造本田地蔵尊像	2		津田興二氏頌徳碑	2		中野島稲荷神社祠（嘉永6年銘）	1		宮野家文書	2
	御嶽神社道標	2		陸軍軍用地境界標	2		中野島稲荷神社幟支柱	1		梶家文書	2
	古川神明神社庚申塔	2		杉山神社追悼碑	2		堰稲荷神社稲荷社祠	2		鳥海家文書	2
	大清水権現	6		千年神社棟札	2		堰稲荷神社神明社祠	2		捨馬禁止の高札	2
	塚越古墳	2		下作延神明神社大震災記念額	3		堰稲荷神社鳥居	2		徒党禁止の高札	2
	加瀬台古墳群第3号墳	6		杉山神社紀							

川崎市地域文化財顕彰制度とは

文化財は、歴史の中で自然環境や社会、生活を反映してはぐくまれ継承されてきた地域の財産です。文化財の中で特に重要なものは国や県、市が指定・登録等を行い、保護しています。川崎市内では、現在170件の指定・登録等文化財の保存と活用に取り組んでいます。

一方で、指定・登録等をされていない文化財の多くは、十分に把握されておらず、知らないうちに失われたり、壊れたりする危機に瀕しています。

川崎市地域文化財顕彰制度は、地域に根ざした豊富な文化財を幅広く顕彰・記録することで、地域で守られ、伝えられてきた文化財に光をあて、多くの人々にその価値を伝えていくことを目指しています。

＜川崎市域の文化財＞

法令・条例等で保護

国指定文化財	17件
県指定文化財	27件
市指定文化財	117件
国登録文化財	12件
県選択無形民俗文化財	1件

令和7(2025)年3月1日現在

その他、指定・登録等されていない多くの未指定文化財があります。

対象となる文化財

地域文化財の候補となるものは、川崎市域の人と自然、人と人とのかかわりの中で生まれ、衣食住等の人々の生活の移り変わりが分かるものや、川崎市の自然・地形・街道の街並みなど、文化財の周辺環境も含まれます。

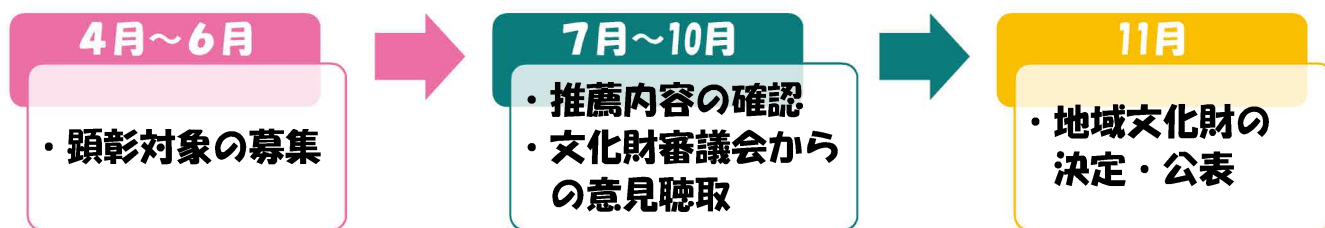
文化財保護法や県・市の文化財保護条例で指定・登録等され、保護の手段が講じられている文化財は除きます。また、対象となる文化財は、概ね50年を経たものとし（記念物や文化的景観以外）。

※川崎市の指定等文化財については、川崎市教育委員会事務局文化財課ウェブサイトなどを御覧ください。

地域文化財顕彰制度と文化財保護法・条例に基づく指定等の制度との違い

制度の区分	根拠法令等	指定等の要件・目的	制約等	補助・助成
国指定文化財	文化財保護法	国民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る。	現状変更や修理、輸出の許可を要する。	保存修理や防災への経費補助、買い上げ、税制上の支援
県指定文化財	神奈川県文化財保護条例	県民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る。	現状変更、修理等に制限	保存修理や防災への経費補助
市指定文化財	川崎市文化財保護条例	市民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る。		
国登録文化財	文化財保護法	国民にとって保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて緩やかな保護措置を講じる。	外観の変更制限 現状変更等の届出	保存修理のための設計管理 へ経済補助、税制上の支援
県選択文化財	神奈川県文化財保護条例	無形文化財及び無形民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択し、記録作成、保存、公開する。	保持者の氏名等の変更の届出	公開、記録作成、保存、公開への経費補助
地域文化財	川崎市地域文化財顕彰制度要綱	法・条例による指定等を受けていないものを顕彰・記録することによって活用を図る。	現状変更等の届出 ※行為の制限はありません。	金銭的な支援はありません。

地域文化財の決定方法



地域文化財として顕彰されると…

- 川崎市ウェブサイトや普及パンフレットなどにより周知を行います。
※ただし、文化財の公開については、所有者の希望により非公開とすることもあります。
- 管理や現状変更などへの専門家による指導助言を受けることができます。
※補助金などの金銭的な助成はありませんが、顕彰・周知により地域文化財に光をあてるとともに、調査や記録、所有者・管理者への積極的な助言などにより地域文化財の保護活用を図ります。
※所在変更や現状変更などに対する制限はありません（届出のみお願いします）。

地域文化財の推薦方法

〔推薦期間〕 令和7(2025)年4月1日～6月30日【消印有効】

※推薦団体から文化財課への推薦書などの提出期間

〔推薦できる方〕

○対象文化財の保存や活用にかかわりのある市民団体

- ※文化財の所有者を含め、**個人からの推薦は受け付けません**が、個人所有のもので地域の歴史を知るために地域文化財としてふさわしいものがありましたら、教育委員会事務局文化財課へ御相談ください。
- ※地域の郷土史会、ボランティア団体、町内会などで法人格のない団体でも推薦できます。

〔推薦に必要な書類〕

- 1 川崎市地域文化財推薦書（第1号様式）
※5件以内を目安に御推薦ください。多数の文化財の推薦をお考えの場合は、文化財課に御相談ください。
- 2 推薦する文化財の詳細が分かる資料
（写真や位置図、概要、沿革や由来に関する資料など）
- 3 推薦団体の規約や活動状況に関する資料
- 4 文化財の所有者の同意書（第2号様式）
※推薦にあたっては、**原則として所有者の同意が必要です**（推薦者が所有している場合は必要ありません）。
※寺社の文化財を推薦する場合は、寺社の代表の方（代表役員・住職・宮司など）の同意が必要です。
※第1号様式・第2号様式は川崎市地域文化財顕彰制度ウェブサイトからダウンロードできます。



〔推薦書など提出方法〕

次の提出先あてに郵送、お持ちいただくか、ロゴフォームで御提出ください。

〔提出先・お問合せ先〕

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課 あて

電話 044-200-3305 E-mail: 88bunka@city.kawasaki.jp

オンライン（ロゴフォーム）手続きについて

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000140909.html> ⇒





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第8回 川崎市地域文化財 募集案内

～川崎市地域文化財顕彰^{けんしょう}制度～

地域の宝を発掘しよう!!
身近な文化財がたくさん眠っています。



近所の
お祭りは？

学校の
記念碑は？

お地蔵さん
があるよ！

川崎市文化財保護推進キャラクター シッシー君

[推薦期限] ※推薦団体から文化財課への推薦書などの提出期限

令和7(2025)年6月30日(月)【消印有効】

[推薦に必要な書類]

- ①推薦書(第1号様式)
- ②推薦する文化財の詳細がわかる資料
(写真や位置図、概要、沿革や由来に関する資料など)
- ③推薦団体の規約や活動状況に関する資料
- ④同意書(第2号様式)

※詳しい手続きなどは、次のページをご覧ください。

令和7(2025)年3月

川崎市教育委員会事務局文化財課